

第百二十三回国参議院法務委員会會議録第十三号

平成四年六月十七日(水曜日)

午前十時七分開会

出席者は左のとおり。

委員長 鶴岡 洋君  
理事 野村 五男君  
林田悠紀夫君  
北村 哲男君  
中野 鉄造君

委員 加藤 武徳君  
齋藤 十朗君  
下稻葉耕吉君  
中西 一郎君  
福田 宏一君  
山本 富雄君  
糸久八重子君  
深田 馨君  
橋本 敦君  
萩野 浩基君  
紀平 悌子君

國務大臣 法務大臣 田原 隆君  
政府委員 法務大臣官房長 則定 衛君  
法務省刑事局長 濱 邦久君  
最高裁判所長官代理人 最高裁判所事務  
総局総務局第一課長 菅原 雄二君

事務局側 常任委員会専門員 播磨 益夫君

本日の會議に付した案件  
○刑事補償法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)  
○少年の保護事件に係る補償に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)  
○夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願(第二号外二二六件)  
○製造物責任法(仮称)の早期制定に関する請願(第二九号)

○夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に関する請願(第一一三三号外三〇七件)  
○夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法改正に関する請願(第二一九号外四三三件)  
○非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願(第二三三三号外一〇七件)  
○法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願(第一三九六号外六八八件)  
○治安維持法等の犠牲者への国家賠償のための法制定に関する請願(第一六七二号外六三三件)  
○外国人登録法の改正と歴史的経緯のあるすべての在日外国人の無条件の永住権保障に関する請願(第一九九二号外一一件)

○指紋押なつ制度と常時携帯制度の廃止に関する請願(第二二〇二号外一五五件)  
○非嫡出子差別を撤廃する民法等の改正に関する請願(第二一九二号外二二六件)  
○外国人登録法の改正案成立反対に関する請願(第二二三三三号外五五件)  
○指紋押なつ制度の全廃と家族登録制度の新設阻止に関する請願(第二二四二二号外一五五件)  
○製造物責任法の早期制定に関する請願(第二一一六号外一件)

○集合住宅の犬猫飼育禁止規則緩和に関する請願(第二三六六号外一件)

○登記簿謄本代等(登記手数料)の適正化に関する請願(第四〇七九号外二件)  
○継続調査要求に関する件

○委員長(鶴岡洋君) ただいまから法務委員会を開会いたします。  
刑事補償法の一部を改正する法律案及び少年の保護事件に係る補償に関する法律案を一括して議題といたします。  
両案に対する質疑は、前回既に終局しておりますので、これより両案に対する討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。――別に御発言もありませんから、これより直ちに採決に入ります。  
まず、刑事補償法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕  
○委員長(鶴岡洋君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。  
次に、少年の保護事件に係る補償に関する法律案に賛成の方の挙手を願います。  
〔賛成者挙手〕  
○委員長(鶴岡洋君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両案の審査報告書の作成につきまして、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○委員長(鶴岡洋君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

第二号夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願外五百三三件を議題といたします。  
今国会中、本委員会に付託されております請願は、お手元に配付の付託請願一覧表のとおりでございます。

これらの請願につきましては、理事会において協議の結果、第一三九六号法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願外六十八件は採択すべきものにして内閣に送付するを要するものとし、第二号夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願外四百三十四件は保留とすることに意見が一致いたしました。  
以上のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○委員長(鶴岡洋君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。  
なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○委員長(鶴岡洋君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(鶴岡洋君) 継続調査要求に関する件についてお諮りいたします。  
檢察及び裁判の運営等に関する調査につきましては、閉会中もお調査を継続することとし、本件の継続調査要求書を議長に提出いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○委員長(鶴岡洋君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、要求書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(鶴岡洋君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。  
午前十時十分散会

〔參照〕

法務委員会付託請願中採択一覧表(六九件)

- 第一三九六号、第一三九七号、第一四〇三号、第一四二四号、第一四二八号、第一四三三三号、第一四三三六号、第一四四三三三号、第一四三三三三三号、第一四五五五五号、第一五五五五五五号、第一五五五七号、第一五五八号、第一五五九号、第一五六〇号、第一五六一号、第一五六二二二号、第一五六六三三号、第一五六六四四号、第一五六六五五号、第一五六六六六号、第一五六六七七号、第一五六七八八号、第一五六八八八号、第一五六二五五号、第一五六八八八号、第一七〇三三三三号、第一七〇七七号、第一七二二二二二号、第一七四四四四四号、第一七四九九号、第一九一四四四四号、第一九一七〇号、第一九三三三三三号、第一九四四四四四号、第二〇四四四号、第二〇五〇号、第二〇七二二二号、第二二五八八号、第二二八三三三三号、第二二四四四四四号、第二二四七二二二号、第二二五三三三三号、第二二六〇五五五号、第二二六四七七七号、第二二七一二二二号、第二二八〇二二二号、第二二八五七七七号、第二二八八一八八号、第二二九三三三三号、第三〇〇五五五号、第三〇〇六五五号、第三〇〇九三三三三号、第三〇一四九九号、第三〇一四四四号、第三〇一九七七七号、第三〇三六二二二号、第三〇三六六六号、法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願

【參議院】

六月五日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願(第一九三三三三三号)
- 一、治安維持法等の犠牲者への国家賠償のための法制定に関する請願(第二九二三四号)
- 一、外国人登録法の改正と歴史的経緯のあるすべての在日外国人の無条件の永住権保障に関する請願(第二九二七七号)
- 一、指紋押なつ制度の全廃と家族登録制度の新設阻止に関する請願(第二九三九九号)
- 一、法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願(第三〇〇五五五号)
- 一、治安維持法等の犠牲者への国家賠償のための法制定に関する請願(第三〇〇六六号)
- 一、非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願(第三〇一七七号)
- 一、夫婦別氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に関する請願(第三〇二七七号)
- 一、法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願(第三〇六五五五号)
- 一、治安維持法等の犠牲者への国家賠償のための法制定に関する請願(第三〇六六六号)
- 一、法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願(第三〇九三三三三号)
- 一、治安維持法等の犠牲者への国家賠償のための法制定に関する請願(第三〇九四四号)
- 一、夫婦別氏・別氏籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願(第三〇九九九号)
- 一、法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願(第三一四九九号)
- 一、治安維持法等の犠牲者への国家賠償のための法制定に関する請願(第三一四九九号)
- 一、製造物責任法(仮称)の早期制定に関する請願(第三一五〇〇号)
- 一、製造物責任法(仮称)の早期制定に関する請願(第三一九九号)
- 一、製造物責任法の早期制定に関する請願(第三一一六号)

第二九三三三三号 平成四年五月二十二日受理  
法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願(五十通)  
請願者 新潟県佐渡郡佐和田町大字河原田 本町二九六ノ一 田中才子 外二百二十六名  
紹介議員 紀平 梯子君  
この請願の趣旨は、第一三三九六号と同じである。

第二九三三三三三号 平成四年五月二十二日受理  
治安維持法等の犠牲者への国家賠償のための法制定に関する請願  
請願者 名古屋市昭和区松風町三ノ六ノ六 道家敬子 外百八十八名  
紹介議員 紀平 梯子君  
この請願の趣旨は、第一六六七二号と同じである。

第二九三三七七号 平成四年五月二十二日受理  
外国人登録法の改正と歴史的経緯のあるすべての在日外国人の無条件の永住権保障に関する請願  
請願者 大阪府枚方市北中振一ノ二ノ三  
紹介議員 谷畑 孝君  
この請願の趣旨は、第一一九九一号と同じである。

第二九三三九九号 平成四年五月二十二日受理  
指紋押なつ制度の全廃と家族登録制度の新設阻止に関する請願  
請願者 名古屋市緑区鳴海町黒石二ノ一  
紹介議員 谷畑 孝君  
この請願の趣旨は、第二六四二二号と同じである。

第三〇〇五五五号 平成四年五月二十五日受理  
法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願(五十通)

請願者 宮城県登米郡東和町米川字町下五ノ八ノ四 千葉幸弘 外二百三十九名  
紹介議員 紀平 梯子君  
この請願の趣旨は、第一三三九六号と同じである。

第三〇〇六六号 平成四年五月二十五日受理  
治安維持法等の犠牲者への国家賠償のための法制定に関する請願  
請願者 大阪府東大阪市新庄三六八ノ一 小坂昇一 外二百九十九名  
紹介議員 紀平 梯子君  
この請願の趣旨は、第一六六七二号と同じである。

第三〇一七七号 平成四年五月二十五日受理  
非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願  
請願者 大阪府枚方市津田南町一ノ三九ノ八 田村ひろ子 外百十一名  
紹介議員 谷畑 孝君  
この請願の趣旨は、第二三三三三三号と同じである。

第三〇六六号 平成四年五月二十六日受理  
治安維持法等の犠牲者への国家賠償のための法制  
定に関する請願

請願者 新潟市物見山四ノ六ノ三八 笠井  
信子 外二百九十七名

紹介議員 紀平 倂子君  
この請願の趣旨は、第一六七二号と同じである。

第三〇九三号 平成四年五月二十七日受理  
法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員  
に関する請願(五十通)

請願者 宮城県栗原郡築館町留場遠の木一  
六ノ三 籠目勇一 外二百四十九  
名

紹介議員 紀平 倂子君  
この請願の趣旨は、第一三九六号と同じである。

第三〇九四号 平成四年五月二十七日受理  
治安維持法等の犠牲者への国家賠償のための法制  
定に関する請願

請願者 新潟県新津市車場三ノ一四ノ三  
六 風間武 外二百九十九名

紹介議員 紀平 倂子君  
この請願の趣旨は、第一六七二号と同じである。

第三〇九九号 平成四年五月二十七日受理  
夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍  
法の改正に関する請願

請願者 東京都足立区伊興一ノ八ノ四ノ二  
〇一 岡田蒸

紹介議員 喜屋武真榮君  
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三一四九号 平成四年五月二十八日受理  
法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員  
に関する請願(五十通)

請願者 北海道斜里郡清里町札致町一 伊  
藤浩幸 外二百四十八名

紹介議員 紀平 倂子君  
この請願の趣旨は、第一三九六号と同じである。

第三一五〇号 平成四年五月二十八日受理  
治安維持法等の犠牲者への国家賠償のための法制  
定に関する請願

請願者 愛知県稲沢市長野二ノ九ノ六ノ五  
〇一 牧野宏俊 外二百三名

紹介議員 紀平 倂子君  
この請願の趣旨は、第一六七二号と同じである。

第二九号 平成四年一月二十四日受理  
製造物責任法(仮称)の早期制定に関する請願

請願者 福島市五老内町三ノ一 桜田栄一  
紹介議員 鈴木 省吾君

欠陥商品による消費者被害が増加する中で、その  
被害の賠償を訴訟により求める場合、民法では欠  
陥商品の製造者である企業の過失を消費者が立証  
しなければならぬ。しかし、専門の知識や情報  
を有していない消費者が過失を立証することは事  
実上不可能である。製品の安全性の確保、欠陥商  
品による消費者被害の救済を図るためには、製造  
者の無過失責任を明確にする製造物責任法(仮称)  
の制定が不可欠である。同法の導入は、米国を始  
めEC諸国では早くから進められ、世界のさう勢  
である。我が国においては、昭和六十三年閣議決  
定の「経済運営五カ年計画」、「新行革審の答申」等  
でも導入の検討をうたっている。ついでに、商品  
の安全性の確保、消費者被害の救済を図る観点か  
ら、製造物責任法(仮称)を早期に制定されたい。

第三二一六号 平成四年五月二十七日受理  
製造物責任法の早期制定に関する請願

請願者 横浜市金沢区並木一ノ五ノ二ノ七  
〇七 谷口美幸 外五千三百二十  
八名

紹介議員 千葉 景子君  
パブル経済の破たんによる税収不足を理由に、教  
育・福祉・医療など国民生活に直接結び付く予算

が、低く抑えられている。一方、様々な環境破壊  
が地球規模で進行しており、国民生活を資源浪費  
型から資源を再利用する仕組みに切り替えること  
が、緊急に求められている。さらに、大気汚染が  
深刻化しており、水、緑、健康問題に強い不安が  
感じられる。また、さきの国会で国連平和維持活  
動協力法案が継続審議となったが、軍事力や武力  
でない方法による国際貢献を積極的に果たすこと  
が求められている。ついでに、次の事項について  
早急に実現を図られたい。

- 一、消費者の立場に立った製造物責任法(PL法)  
の早期制定を実現し、無過失責任の原則を採用  
して欠陥商品による消費者被害を予防・救済す  
ること。

六月十二日日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、法務局、更生保護官署、入国管理官署の大  
幅増員に関する請願(第三二一四号)
- 一、治安維持法等の犠牲者への国家賠償のため  
の法制定に関する請願(第三二一五号)
- 一、製造物責任法の早期制定に関する請願(第  
三二二三号)
- 一、法務局、更生保護官署、入国管理官署の大  
幅増員に関する請願(第三二九七号)
- 一、治安維持法等の犠牲者への国家賠償のため  
の法制定に関する請願(第三二九八号)
- 一、外国人登録法の改正と歴史的経緯のあるす  
べての在日外国人の無条件の永住権保障に関  
する請願(第三三〇号)
- 一、夫婦別氏別氏を選択を可能にする民法等の  
改正に関する請願(第三三二五号)
- 一、法務局、更生保護官署、入国管理官署の大  
幅増員に関する請願(第三三六一号)
- 一、治安維持法等の犠牲者への国家賠償のため  
の法制定に関する請願(第三三六二号)
- 一、外国人登録法の改正と歴史的経緯のあるす  
べての在日外国人の無条件の永住権保障に関  
する請願(第三三六九号)

- 一、夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民  
法・戸籍法の改正に関する請願(第三三七二  
号)(第三三七三号)(第三三七四号)(第三四〇  
七号)(第三四〇九号)(第三四二七号)(第三四  
二八号)(第三四三三三号)

- 一、法務局、更生保護官署、入国管理官署の大  
幅増員に関する請願(第三三三七号)

- 一、治安維持法等の犠牲者への国家賠償のため  
の法制定に関する請願(第三三三八号)

- 一、夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・  
戸籍法の改正に関する請願(第三三三八号)

- 一、治安維持法等の犠牲者への国家賠償のため  
の法制定に関する請願(第三三六二号)

- 一、非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関す  
る請願(第三四六四号)

- 一、夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・  
戸籍法の改正に関する請願(第三四六五  
号)(第三四六九号)(第三四八二号)(第三四九  
一号)(第三四九六号)

- 一、非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関す  
る請願(第三五〇〇号)

- 一、夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・  
戸籍法の改正に関する請願(第三五〇一  
号)(第三五〇二号)(第三五〇三号)

- 一、法務局、更生保護官署、入国管理官署の大  
幅増員に関する請願(第三五二二号)

- 一、治安維持法等の犠牲者への国家賠償のため  
の法制定に関する請願(第三五二三号)

- 一、夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・  
戸籍法の改正に関する請願(第三五二七  
号)(第三五三七号)(第三五五五号)(第三五八  
九号)(第三六〇一號)

- 一、夫婦別氏別氏を選択を可能にする民法等の  
改正に関する請願(第三六〇二号)

- 一、夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・  
戸籍法の改正に関する請願(第三六〇六号)

第三二二四号 平成四年五月二十九日受理  
法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員  
に関する請願(五十二通)

請願者 北海道北見市春光町七 三谷一  
幸 外二百二十三名

紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第一三九六号と同じである。

第三二二五号 平成四年五月二十九日受理  
治安維持法等の犠牲者への国家賠償のための法制  
定に関する請願

請願者 岐阜県可児市下恵土一、四九八ノ  
四 松本英明 外百五十三名

紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第一六七二号と同じである。

第三二四三号 平成四年五月二十九日受理  
製造物責任法の早期制定に関する請願

請願者 神奈川県平塚市浅間町三ノ一六  
チユリス平塚七二二 渡辺雅人  
外五千三百十一名

紹介議員 小林 正君

この請願の趣旨は、第三二一六号と同じである。

第三二九七号 平成四年六月一日受理  
法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員  
に関する請願(五十通)

請願者 長崎市虹が丘町一ノ一三 原田  
泰光 外二百四十九名

紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第一三九六号と同じである。

第三二九八号 平成四年六月一日受理  
治安維持法等の犠牲者への国家賠償のための法制  
定に関する請願

請願者 埼玉県朝霞市仲町二ノ四ノ五〇  
四 半沢ソズ 外二百九十九名

紹介議員 紀平 梯子君  
この請願の趣旨は、第一六七二号と同じである。

第三三二〇号 平成四年六月一日受理  
外国人登録法の改正と歴史的経緯のあるすべての  
在日外国人の無条件の永住権保障に関する請願

請願者 大阪府寝屋川市寿町四四ノ一二  
谷川洋子 外三千名

紹介議員 谷畑 孝君

この請願の趣旨は、第一九九一号と同じである。

第三三五二号 平成四年六月一日受理  
夫婦別氏別姓の選択を可能にする民法等の改正に  
関する請願(四通)

請願者 埼玉県浦和市辻三ノ二ノ三ノ五〇  
一 富田信子 外三名

紹介議員 関根 則之君

この請願の趣旨は、第一一三三号と同じである。

第三三六一号 平成四年六月二日受理  
法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員  
に関する請願(五十通)

請願者 宮城県本吉郡津山町柳津字本町一  
六七 佐藤正夫 外百九十八名

紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第一三九六号と同じである。

第三三六二号 平成四年六月二日受理  
治安維持法等の犠牲者への国家賠償のための法制  
定に関する請願

請願者 大阪府岸和田市松風町二二三ノ二  
七 奥尾晴雄 外二百九十九名

紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第一六七二号と同じである。

第三三六九号 平成四年六月二日受理  
外国人登録法の改正と歴史的経緯のあるすべての  
在日外国人の無条件の永住権保障に関する請願

請願者 大阪府東淀川区菅原五ノ二ノ一  
四 池田耕一郎 外千七十七名

紹介議員 谷畑 孝君  
この請願の趣旨は、第一九九一号と同じである。

第三三七二号 平成四年六月二日受理  
夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍  
法の改正に関する請願

請願者 横浜市港南区上大岡東三ノ九ノ一  
〇 白井ヤエ子 外二名

紹介議員 峯山 昭範君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三三七三号 平成四年六月二日受理  
夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍  
法の改正に関する請願(三通)

請願者 埼玉県入間市高倉一ノ二ノ一〇  
山下幸子 外二名

紹介議員 庄司 中君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三三七四号 平成四年六月二日受理  
夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍  
法の改正に関する請願

請願者 横浜市南区太田町四ノ四一七 渡  
辺康正 外二名

紹介議員 青木 薪次君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三四〇七号 平成四年六月二日受理  
夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍  
法の改正に関する請願

請願者 広島市東区戸坂惣田一ノ四ノ二  
三 長尾美知子 外二名

紹介議員 中村 鋭一君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三四〇九号 平成四年六月二日受理  
夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍  
法の改正に関する請願(三通)

請願者 埼玉県浦和市大字大谷口一、一九  
八 植田和世 外二名

紹介議員 木庭健太郎君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三四二七号 平成四年六月二日受理  
夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍  
法の改正に関する請願(三通)

請願者 東京都国分寺市富士本一ノ一三ノ  
一四 片山那智子 外二名

紹介議員 森山 眞弓君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三四二八号 平成四年六月二日受理  
夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍  
法の改正に関する請願

請願者 東京都小平市鈴木町二ノ一四七ノ  
六 小口暁子 外二名

紹介議員 中西 一郎君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三四三三号 平成四年六月三日受理  
夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍  
法の改正に関する請願(三通)

請願者 東京都世田谷区太子堂三ノ六ノ八  
マンシヨン藤二〇一 児島寛明  
外二名

紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三四三七号 平成四年六月三日受理  
法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員  
に関する請願(五十通)

請願者 仙台市宮城野区宮城野一ノ一二ノ  
一三三 蓬田清 外二百二十一名

紹介議員 紀平 梯子君  
この請願の趣旨は、第一三九六号と同じである。

第三四三八号 平成四年六月三日受理  
治安維持法等の犠牲者への国家賠償のための法制  
定に関する請願

請願者 大阪府堺市石津町四丁一ノ三七  
崎原徹 外二百八十二名  
紹介議員 紀平 梯子君  
この請願の趣旨は、第一六七二号と同じである。

第三四五八号 平成四年六月三日受理  
夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍  
法の改正に関する請願

請願者 仙台市泉区黒松一ノ三二ノ二サン  
シャイン黒松二〇一 柴田良子  
外二名  
紹介議員 上野 雄文君  
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三四六二号 平成四年六月三日受理  
治安維持法等の犠牲者への国家賠償のための法制  
定に関する請願(二通)

請願者 東京都練馬区下石神井六ノ一一ノ  
七 渡辺邦裕 外二千九百九十九  
名  
紹介議員 吉川 春子君  
この請願の趣旨は、第一六七二号と同じである。

第三四六四号 平成四年六月三日受理  
非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願

請願者 神戸市垂水区五色山四ノ二一ノ一  
二 菊地真千子 外三十九名  
紹介議員 西野 康雄君  
この請願の趣旨は、第二三三三号と同じである。

第三四六五号 平成四年六月三日受理  
夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍  
法の改正に関する請願(四通)

この請願の趣旨は、第二三三三号と同じである。

請願者 千葉県流山市野々下四ノ八三〇ノ  
四〇 山崎まゆみ 外三名  
紹介議員 西野 康雄君  
この請願の趣旨は、第二三三三号と同じである。

第三四六九号 平成四年六月三日受理  
夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍  
法の改正に関する請願

請願者 東京都小金井市中町二ノ七ノ一  
一 小野孝義 外二名  
紹介議員 肥田美代子君  
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三四八二号 平成四年六月三日受理  
夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍  
法の改正に関する請願

請願者 横浜市港南区港南台七ノ二三ノ  
一 斉藤マサ子 外二名  
紹介議員 大淵 綱子君  
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三四九一号 平成四年六月三日受理  
夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍  
法の改正に関する請願(三通)

請願者 東京都品川区北品川一ノ二四ノ  
六 渡辺幸子 外二名  
紹介議員 野村 五男君  
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三四九六号 平成四年六月三日受理  
夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍  
法の改正に関する請願

請願者 仙台市青葉区川平三ノ二ノ二八  
渡辺睦子 外二名  
紹介議員 西田 吉宏君  
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三五〇〇号 平成四年六月三日受理  
非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願  
(二通)

請願者 横浜市緑区青葉台一ノ二ノ一ノ六  
〇五 本多敏江 外一名  
紹介議員 高木 正明君  
この請願の趣旨は、第二三三三号と同じである。

第三五〇一号 平成四年六月三日受理  
夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍  
法改正に関する請願

請願者 川崎市麻生区王禅寺一、五九三ノ  
八七 関綱子  
紹介議員 高木 正明君  
この請願の趣旨は、第一二九号と同じである。

第三五〇二号 平成四年六月三日受理  
夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍  
法の改正に関する請願(三通)

請願者 東京都国分寺市本多二ノ一三ノ三  
四 内洋子 外二名  
紹介議員 鈴木 省吾君  
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三五〇三号 平成四年六月三日受理  
夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍  
法の改正に関する請願(三通)

請願者 横浜市港北区日吉二ノ二六ノ二  
一 池田信行 外二名  
紹介議員 後藤 正夫君  
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三五二二号 平成四年六月四日受理  
法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員  
に関する請願(五十通)

請願者 千葉市中央区中央一ノ一〇ノ一〇  
ノ二〇八 庄司喜美男 外二百四  
十九名

紹介議員 紀平 梯子君  
この請願の趣旨は、第一三九六号と同じである。

第三五一三号 平成四年六月四日受理  
治安維持法等の犠牲者への国家賠償のための法制  
定に関する請願

請願者 東京都世田谷区若林二ノ二二ノ  
八 黒髪榮孝 外二百五十二名  
紹介議員 紀平 梯子君  
この請願の趣旨は、第一六七二号と同じである。

第三五一七号 平成四年六月四日受理  
夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍  
法の改正に関する請願

請願者 東京都中央区湊二ノ二二ノ七ノ三  
〇一 横瀬美保 外二名  
紹介議員 野別 隆俊君  
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三五三七号 平成四年六月四日受理  
夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍  
法の改正に関する請願

請願者 仙台市青葉区上杉五ノ八ノ六〇ノ  
四〇二 加藤志生子 外二名  
紹介議員 本岡 昭次君  
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三五五五号 平成四年六月四日受理  
夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍  
法改正に関する請願

請願者 埼玉県大宮市清河寺八六四ノ八  
四 向井祐子  
紹介議員 前畑 幸子君  
この請願の趣旨は、第一二九号と同じである。

第三五八九号 平成四年六月四日受理  
夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍  
法の改正に関する請願(三通)

この請願の趣旨は、第二三三三号と同じである。

請願者 東京都国分寺市東恋ヶ窪六ノ六ノ四〇 村越一枝 外二名  
紹介議員 竹山 裕君  
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三六〇一号 平成四年六月四日受理  
夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願(二通)

請願者 東京都国分寺市西恋ヶ窪四ノ一五ノ一〇 篠田和子 外二名  
紹介議員 原 文兵衛君  
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三六〇二号 平成四年六月四日受理  
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に関する請願(二通)

請願者 東京都新宿区下落合二ノ二二ノ一六 筒井弥生 外一名  
紹介議員 原 文兵衛君  
この請願の趣旨は、第一一三号と同じである。

第三六〇六号 平成四年六月四日受理  
夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願

請願者 横浜市金沢区泥亀二ノ七ノ三 小野裕子 外二名  
紹介議員 瀬谷 英行君  
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

六月十五日日本委員会に左の案件が付託された。  
一、夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願(第三六〇七号)

一、法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願(第三六三二号)

一、治安維持法等の犠牲者への国家賠償のための法制定に関する請願(第三六三三号)

一、夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願(第三六三四号)

一、夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に関する請願(第三六五四号)

一、法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願(第三六六〇号)

一、治安維持法等の犠牲者への国家賠償のための法制定に関する請願(第三七六〇号)

一、集合住宅の犬猫飼育禁止規則緩和に関する請願(第三七六四号)

一、夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願(第三八〇〇号)

一、夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に関する請願(第三八四八号)

一、夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願(第三八六〇号)

第三六〇七号 平成四年六月五日受理  
夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願(六通)

請願者 東京都国分寺市東恋ヶ窪六ノ一七ノ五 渡会勝司 外五名  
紹介議員 星川 保松君  
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三六三二号 平成四年六月五日受理  
法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願(二六通)

請願者 宮城県柴田郡大河原町大谷字上原一〇 太田篤 外百二十九名

紹介議員 紀平 悌子君  
この請願の趣旨は、第一三九六号と同じである。

第三六三三三号 平成四年六月五日受理  
治安維持法等の犠牲者への国家賠償のための法制定に関する請願

請願者 新潟市長崎町五ノ六 五十嵐尚己 外二百四十二名  
紹介議員 紀平 悌子君  
この請願の趣旨は、第一六七二号と同じである。

第三六三三四号 平成四年六月五日受理  
夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願

請願者 栃木県芳賀郡芳賀町下延生一、六一 福武安文  
紹介議員 細谷 昭雄君  
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三六五四号 平成四年六月五日受理  
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に関する請願

請願者 札幌市北区北三十四条西四ノ二ノ二二〇三 阿部雅二 外四名  
紹介議員 高桑 栄松君  
この請願の趣旨は、第一一三三号と同じである。

第三六六〇号 平成四年六月五日受理  
法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願

請願者 大阪府岸和田市三田町一三五ノ八 柴田千津子 外二千九百九十九名  
紹介議員 高桑 栄松君  
この請願の趣旨は、第一三九六号と同じである。

第三六六六号 平成四年六月五日受理  
集合住宅の犬猫飼育禁止規則緩和に関する請願

請願者 神奈川県津久井郡藤野町牧野六、九一九ノ六 山田佐代子 外二千名  
紹介議員 清水 澄子君

「団地で犬猫を飼うと迷惑になる。飼ってはいけない。飼えない。」と言っていることが長い間常識のようになっていたが、団地で犬猫を飼うことすべてが迷惑になるのではなく、飼い方によるのであり、狭い集合住宅でも周囲に迷惑をかけないで動物の飼育は十分である。「動物の保護及び管理に関する法律(動物保護法)」が昭和四十九年から施行され、その中で、責任を持って終生飼養することを義務付けながら、団地の規則は飼い主にそれを全うさせないという矛盾がある。禁止を強制することは、動物保護法の精神にも反し、飼い主の人權、財産権を侵害する。この規則は動物保護法の制定より十年くらい前にできたものであり、規則の制定当時とは、時代も大きく変わり、集合住宅に住む人が都市では半数を超えるようになってきた(東京二十三区六十五・五%、都心から十・二十キロメートル範囲五十九・九%、横浜市五十二・四%、京浜大都市部平均四十七・九%、昭和六十三年)。禁止の規制を強化しても、どこかの団地でも守られることはなかったが、それは規則が人間の本性に逆らう不自然なものだからであり、禁止をするだけでは飼っていない人のためにもなっていない。しかしながら先般、横浜地裁においてマンションでの犬飼育を禁止する判決があったが、これは時代に逆行する以外の何物でもなく、「他者に対する何らの迷惑行為がなくても、禁止規約があれば停止命令を出せる」との血も涙もない判決であり、日本中に及ぼす影響は重大である。総理府の調査によれば、日本人の六十三・七%は動物と一緒に暮らしたいと思いが、都市ではそれのままならないのが実情である。本当の解決は、ただ禁止を押し付け動物を排除することではなく、動物の好きな人も嫌いな人も、どうしたら共存できるかを考えて、適正な飼育をしていくことにある。ついでには、集合住宅での犬猫

飼育禁止規則の緩和・解禁のため、次の事項について実現を図られたい。  
一、集合住宅での犬猫飼育を一律禁止ではなく、飼育ルールを決めて適正飼育をする方向へ改正すること。

第三七六〇号 平成四年六月八日受理  
治安維持法等の犠牲者への国家賠償のための法制定に関する請願

請願者 東京都港区高輪三ノ四ノ二 一木 彩乃 外二百四名  
紹介議員 紀平 梯子君  
この請願の趣旨は、第一六七二号と同じである。

第三七六四号 平成四年六月八日受理  
集合住宅の犬猫飼育禁止規則緩和に関する請願

請願者 横浜市緑区青葉台一ノ二八ノ二 五 広瀬光 外千二百二十二名  
紹介議員 坂 正敏君  
この請願の趣旨は、第三六六六号と同じである。

第三八〇〇号 平成四年六月八日受理  
夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市鶴田町四五三ノ一 〇四 黒崎トシ子 外二名  
紹介議員 針生 雄吉君  
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三八〇二号 平成四年六月八日受理  
夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願(八通)

請願者 千葉県浦安市富岡三ノ三ノFノ六 〇六 西尾一夫 外七名  
紹介議員 木庭健太郎君  
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三八〇三号 平成四年六月八日受理  
夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市下平出町二五二ノ一〇 穂山隆三  
紹介議員 細谷 昭雄君  
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三八一六号 平成四年六月八日受理  
夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願(三通)

請願者 大阪府堺市赤坂台六丁一四ノ一〇 ノ二〇一 田村桂子 外二名  
紹介議員 安恒 良一君  
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三八二二号 平成四年六月八日受理  
夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願(七通)

請願者 東京都新宿区左門町九 戸枝晶子 外六名  
紹介議員 田辺 哲夫君  
この請願の趣旨は、第一二九号と同じである。

第三八二三号 平成四年六月八日受理  
夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願(二十通)

請願者 東京都足立区伊興一ノ六ノ二〇 吉本一絵 外十九名  
紹介議員 田辺 哲夫君  
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三八三七号 平成四年六月九日受理  
治安維持法等の犠牲者への国家賠償のための法制定に関する請願

請願者 横浜市西区西戸部町三ノ三〇三 山口晴信 外百九十九名

紹介議員 紀平 梯子君  
この請願の趣旨は、第一六七二号と同じである。

第三八三九号 平成四年六月九日受理  
夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市下平出町二五二ノ一〇 穂山幸子  
紹介議員 細谷 昭雄君  
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三八四五号 平成四年六月九日受理  
夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願

請願者 千葉県鎌ヶ谷市北中沢二ノ二二ノ三 藤乗淳子 外十七名  
紹介議員 田辺 哲也君  
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三八四八号 平成四年六月九日受理  
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に関する請願

請願者 大阪府箕面市石丸三ノ二五ノEノ五〇七 花嶋温子  
紹介議員 常松 克安君  
この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。

第三八六〇号 平成四年六月九日受理  
夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願

請願者 横浜市旭区金谷二ノ一四ノ二 〇 鈴木佳代子 外二名  
紹介議員 対馬 孝且君  
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三八六四号 平成四年六月九日受理  
夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願(二通)

請願者 埼玉県狭山市新狭山二ノ八ノ九ノ五〇五 大野敦子 外十六名  
紹介議員 白浜 一良君  
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三八六六号 平成四年六月九日受理  
夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願(七通)

請願者 石川県金沢市曉町二ノ四八 玉木真理子 外六名  
紹介議員 木庭健太郎君  
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

六月十六日日本委員会に左の案件が付託された。

一、治安維持法等の犠牲者への国家賠償のための法制定に関する請願(第三八九六号)  
一、非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願(第三九〇三号)  
一、夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願(第三九〇七号)  
一、非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願(第三九〇九号)(第三九一〇号)  
一、夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願(第三九一一号)  
一、非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願(第三九一八号)  
一、夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願(第三九二〇号)  
一、非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願(第三九二二号)(第三九二四号)  
一、夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願(第三九二九号)  
一、非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願(第三九三二号)

一、夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願(第三九三三号)(第三九三六号)



一、夫婦別氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に関する請願(第三九二七号)

一、非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願(第三九二八号)

一、夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願(第三九四〇号)(第三九四一号)

一、非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願(第三九四二号)(第三九四四号)(第三九四九号)(第三九六〇号)

一、夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法改正に関する請願(第三九六二号)(第三九六七号)

一、非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願(第三九六九号)(第三九七一号)(第三九七三号)(第三九八二号)(第三九八七号)(第三九八八号)(第三九九一号)(第四〇〇〇号)

一、夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願(第四〇〇一号)

一、指紋押なつ制度の全廃と家族登録制度の新設阻止に関する請願(第四〇〇三号)

一、非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願(第四〇〇四号)

一、夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願(第四〇〇五号)

一、非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願(第四〇〇八号)(第四〇一〇号)(第四〇一九号)(第四〇四九号)(第四〇五一号)

一、夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願(第四〇五二号)

一、非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願(第四〇五三号)

一、治安維持法等の犠牲者への国家賠償のための法制定に関する請願(第四〇六〇号)

一、非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願(第四〇六四号)(第四〇六五号)(第四〇六七号)(第四〇六九号)(第四〇七〇号)(第四〇七二号)(第四〇七八号)

一、登記簿謄本代等(登記手数料)の適正化に関する請願(第四〇七九号)

一、非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願(第四〇八五号)

一、夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法改正に関する請願(第四〇九〇号)

一、非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願(第四〇九一号)(第四〇九三三号)

一、夫婦別氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に関する請願(第四〇九四号)

一、夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願(第四〇九五号)(第四〇九七号)

一、非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願(第四〇九八号)

一、夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法改正に関する請願(第四一〇〇号)(第四一〇五号)

一、非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願(第四一〇六号)(第四一〇九号)

一、夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法改正に関する請願(第四一一一号)

一、非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願(第四一一二号)(第四一一三三号)

一、登記簿謄本代等(登記手数料)の適正化に関する請願(第四一一六号)

一、夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願(第四一三二号)

一、非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願(第四一三三三号)

一、夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法改正に関する請願(第四一三六号)

一、夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法改正に関する請願(第四一四八号)(第四一四九号)

一、非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願(第四一七四号)

一、指紋押なつ制度の全廃と家族登録制度の新設阻止に関する請願(第四一七五号)

一、登記簿謄本代等(登記手数料)の適正化に関する請願(第四一七九号)

一、夫婦別氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に関する請願(第四一八〇号)

一、夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願(第四一八三三号)(第四一八六号)

第三八九六号 平成四年六月十日受理  
治安維持法等の犠牲者への国家賠償のための法制定に関する請願  
請願者 東京都豊島区要町三ノ五七ノ一  
〇 伊藤時信 外二百九十九名  
紹介議員 紀平 梯子君  
この請願の趣旨は、第一六七二号と同じである。

第三九〇三号 平成四年六月十日受理  
非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願  
請願者 大阪府豊中市岡町四ノ一〇ノ四〇  
二 杉原妙子 外百五十名  
紹介議員 久保田真苗君  
この請願の趣旨は、第二三三三号と同じである。

第三九〇七号 平成四年六月十日受理  
夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願  
請願者 神奈川県横須賀市池上三ノ七ノ  
二 黒竹良昭 外六名  
紹介議員 久保田真苗君  
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三九〇九号 平成四年六月十日受理  
非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願

請願者 横浜市南区平楽二二 柴原侑子 外百四十九名  
紹介議員 山口 哲夫君  
この請願の趣旨は、第二三三三号と同じである。

第三九一〇号 平成四年六月十日受理  
非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願(三通)  
請願者 大阪府枚方市田口一ノ一五ノ一  
三 藤原わき子 外二十九名  
紹介議員 小林 正君  
この請願の趣旨は、第二三三三号と同じである。

第三九一一号 平成四年六月十日受理  
夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願(三通)  
請願者 東京都板橋区中丸町二八ノ三石  
野孝 外二名  
紹介議員 小川 仁二君  
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三九一六号 平成四年六月十日受理  
夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願  
請願者 東京都府中市武蔵台二ノ九ノ二七  
さしの寮三〇一 木村保江 外二名  
紹介議員 渡辺 四郎君  
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三九一七号 平成四年六月十日受理  
夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願  
請願者 京都市伏見区東奉行町伏見合同宿  
舎四二五 金繁典子 外六名  
紹介議員 田 英夫君  
この請願の趣旨は、第二号と同じである。



第三九一八号 平成四年六月十日受理  
非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願  
(三通)

請願者 大阪府箕面市桜六ノ一ノ三七ノ二  
〇五 森川朋恵 外二十九名  
紹介議員 矢田部 理君  
この請願の趣旨は、第二三三三号と同じである。

第三九二〇号 平成四年六月十日受理  
夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍  
法改正に関する請願(二十五通)

請願者 神奈川県厚木市船子一、五八三ノ  
一ノ四一 菅沼伸 外二十四名  
紹介議員 庄司 中君  
この請願の趣旨は、第二二九号と同じである。

第三九二二号 平成四年六月十日受理  
非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願

請願者 川崎市幸区鹿島田六三 金田麗  
子 外十九名  
紹介議員 穂山 篤君  
この請願の趣旨は、第二三三三号と同じである。

第三九二四号 平成四年六月十日受理  
非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願

請願者 東京都世田谷区宮坂一ノ四四ノ一  
二 中野恭子 外十九名  
紹介議員 吉川 春子君  
この請願の趣旨は、第二三三三号と同じである。

第三九二九号 平成四年六月十日受理  
夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍  
法の改正に関する請願(五通)

請願者 千葉県船橋市東船橋三ノ四五ノ六  
ノ三〇三 三橋千恵子 外四名  
紹介議員 喜屋武眞榮君  
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第三九三二号 平成四年六月十日受理  
非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願

請願者 大阪府吹田市垂水町一ノ四一ノ三  
二ノAノ五 林修 外十九名  
紹介議員 乾 晴美君  
この請願の趣旨は、第二三三三号と同じである。

第三九三三号 平成四年六月十日受理  
夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍  
法の改正に関する請願

請願者 川崎市幸区北加瀬一ノ一五ノ二  
五 櫻戸登喜枝 外五名  
紹介議員 乾 晴美君  
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第三九三六号 平成四年六月十日受理  
夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍  
法の改正に関する請願(六通)

請願者 横浜市緑区竹山二ノ四ノ三 丹野  
貞子 外五名  
紹介議員 高井 和伸君  
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第三九三七号 平成四年六月十日受理  
夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法等改正に  
関する請願(三通)

請願者 京都市北区紫野東蓮台野町一六  
松宮良典 外二名  
紹介議員 高井 和伸君  
この請願の趣旨は、第一一三三号と同じである。

第三九三八号 平成四年六月十日受理  
非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願

請願者 東京都豊島区駒込三ノ七ノ八 八  
木江里 外十九名  
紹介議員 三石 久江君  
この請願の趣旨は、第二三三三号と同じである。

第三九四〇号 平成四年六月十日受理  
夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍  
法の改正に関する請願

請願者 埼玉県久喜市吉羽二九一 折原義  
隆 外九名  
紹介議員 下村 泰君  
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第三九四二号 平成四年六月十日受理  
非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願

請願者 千葉県我孫子市布佐二、〇〇一  
金成三千子 外十九名  
紹介議員 池田 治君  
この請願の趣旨は、第二三三三号と同じである。

第三九四四号 平成四年六月十日受理  
非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願

請願者 大阪府堺市新松屋台三三ノ七ノ  
四〇八 黒田慶子 外三十九名  
紹介議員 田 英夫君  
この請願の趣旨は、第二三三三号と同じである。

第三九五九号 平成四年六月十日受理  
非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願  
(二通)

請願者 大阪府豊中市宝山町五ノ一七 上  
船美和子 外十九名  
紹介議員 喜屋武眞榮君  
この請願の趣旨は、第二三三三号と同じである。

第三九六〇号 平成四年六月十日受理  
非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願

請願者 奈良市中院町二六 森元文子 外  
十九名  
紹介議員 下村 泰君  
この請願の趣旨は、第二三三三号と同じである。

第三九六二号 平成四年六月十日受理  
夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍  
法改正に関する請願

請願者 神奈川県厚木市七沢一、〇〇六  
猿橋信夫 外十九名  
紹介議員 野田 哲君  
この請願の趣旨は、第二二九号と同じである。

第三九六七号 平成四年六月十日受理  
夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍  
法改正に関する請願

請願者 名古屋市中村区中村町六ノ七八  
宮崎邦彦 外四名  
紹介議員 田淵 哲也君  
この請願の趣旨は、第二二九号と同じである。

第三九六九号 平成四年六月十日受理  
非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願  
(二通)

請願者 東京都武蔵野市西久保二ノ一四ノ  
一ノ四〇七 河野一枝 外十九名  
紹介議員 中野 鉄造君  
この請願の趣旨は、第二三三三号と同じである。

第三九七一号 平成四年六月十日受理  
非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願

請願者 横浜市神奈川区松見町二ノ三ノ  
八 山田平保 外二十九名  
紹介議員 西川 潔君  
この請願の趣旨は、第二三三三号と同じである。

第三九七三号 平成四年六月十日受理  
非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願  
請願者 大阪府堺市新金岡町三丁一ノ二ノ  
五〇一 浅野智子 外六十九名  
紹介議員 清水 澄子君

この請願の趣旨は、第二三三三号と同じである。

第三九八二号 平成四年六月十日受理  
非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願  
請願者 大阪府中央区玉造二ノ二四ノ二  
二 谷中茂則 外十九名  
紹介議員 竹村 泰子君

この請願の趣旨は、第二三三三号と同じである。

第三九八七号 平成四年六月十日受理  
非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願  
請願者 東京都渋谷区猿樂町一五ノ九代官  
山シテイハウス 安藤慶喜 外十  
五名  
紹介議員 田 英夫君

この請願の趣旨は、第二一九二号と同じである。

第三九八八号 平成四年六月十日受理  
非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願  
請願者 大阪府豊中市西緑丘二ノ二ノ六ノ  
六四一 杉岡奈美子 外六十九名  
紹介議員 三重野榮子君

この請願の趣旨は、第二三三三号と同じである。

第三九九一号 平成四年六月十日受理  
非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願  
請願者 横浜市港南区港南台二ノ一ノ一ノ  
二〇五 岩野松枝 外三十九名  
紹介議員 白浜 一良君

この請願の趣旨は、第二三三三号と同じである。

第四〇〇〇号 平成四年六月十日受理  
非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願

請願者 茨城県水戸市赤塚一ノ一、九五五  
ノ一六 酒井はるみ 外九名  
紹介議員 黒柳 明君  
この請願の趣旨は、第二三三三号と同じである。

第四〇〇一号 平成四年六月十日受理  
夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍  
法の改正に関する請願  
請願者 東京都世田谷区松原五ノ四五ノ  
二 山本静  
紹介議員 黒柳 明君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第四〇〇三号 平成四年六月十日受理  
指紋押なつ制度の全廃と家族登録制度の新設阻止  
に関する請願  
請願者 岡山市船頭町五〇 河内益美 外  
百四十九名  
紹介議員 堂本 暁子君

この請願の趣旨は、第二六四二号と同じである。

第四〇〇四号 平成四年六月十日受理  
非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願  
請願者 福岡市早良区干隈四ノ二四ノ一  
二 藤田一枝 外百七十二名  
紹介議員 堂本 暁子君

この請願の趣旨は、第二三三三号と同じである。

第四〇〇五号 平成四年六月十日受理  
夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍  
法の改正に関する請願  
請願者 埼玉県幸手市惣新田二、五九五  
小谷隆章 外六名  
紹介議員 堂本 暁子君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第四〇〇八号 平成四年六月十日受理  
非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願

請願者 横浜市磯子区磯子二ノ一六ノ五  
浅木ミツ子 外九名  
紹介議員 市川 正一君  
この請願の趣旨は、第二三三三号と同じである。

第四〇一〇号 平成四年六月十日受理  
非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願  
請願者 京都市北区紫竹大門町二五 金光  
礼子 外十九名  
紹介議員 粟森 喬君

この請願の趣旨は、第二三三三号と同じである。

第四〇一九号 平成四年六月十日受理  
非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願  
請願者 神戸市長田区片山町四ノ二ノ一  
七 村上真理子 外五十五名  
紹介議員 諫山 博君

この請願の趣旨は、第二三三三号と同じである。

第四〇四九号 平成四年六月十日受理  
非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願  
請願者 横浜市金沢区能見台通二ノ一  
〇 武田照子 外三十九名  
紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第二三三三号と同じである。

第四〇五一号 平成四年六月十日受理  
非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願  
請願者 京都市上京区東堀川下立売下ル  
八木晃介 外三十四名  
紹介議員 千葉 景子君

この請願の趣旨は、第二三三三号と同じである。

第四〇五二号 平成四年六月十一日受理  
夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍  
法の改正に関する請願(一通)  
請願者 東京都国分寺市本町三ノ一七ノ一  
四 松居和代 外一名

紹介議員 黒柳 明君  
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第四〇五三号 平成四年六月十一日受理  
非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願  
請願者 青森県上北郡横浜町百目木八七ノ  
一一〇 稲葉みどり 外九名  
紹介議員 黒柳 明君

この請願の趣旨は、第二三三三号と同じである。

第四〇六〇号 平成四年六月十一日受理  
治安維持法等の犠牲者への国家賠償のための法制  
定に関する請願  
請願者 茨城県東茨城郡大洗町大貫一、〇  
四四 相沢英子 外百十九名  
紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第一六七二号と同じである。

第四〇六四号 平成四年六月十一日受理  
非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願  
請願者 大阪府箕面市萱野一ノ二ノBノ  
三〇二 前田喜美 外三十四名  
紹介議員 久保田真苗君

この請願の趣旨は、第二三三三号と同じである。

第四〇六五号 平成四年六月十一日受理  
非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願  
請願者 埼玉県所沢市上安松一、〇七〇ノ  
一〇 縣晶子 外九名  
紹介議員 矢原 秀男君

この請願の趣旨は、第二三三三号と同じである。

第四〇六七号 平成四年六月十一日受理  
非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願  
(二十通)  
請願者 東京都杉並区成田西二ノ二四ノ二  
ハイツ安藤三〇二 宮与志 外二  
十九名

紹介議員 紀平 梯子君  
この請願の趣旨は、第二三三三号と同じである。

第四〇六九号 平成四年六月十一日受理  
非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願

請願者 東京都調布市国領町五ノ四二ノ二 佐藤文明 外十九名  
紹介議員 上田耕一郎君  
この請願の趣旨は、第二三三三号と同じである。

第四〇七〇号 平成四年六月十一日受理  
非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願

請願者 横浜市磯子区磯子二ノ一六ノ五 生駒能生 外九名  
紹介議員 市川 正一君  
この請願の趣旨は、第二三三三号と同じである。

第四〇七二号 平成四年六月十一日受理  
非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願

請願者 大阪府富田林市南旭ヶ丘町三ノ八 中田昌子 外七十四名  
紹介議員 沓脱タケ子君  
この請願の趣旨は、第二三三三号と同じである。

第四〇七八号 平成四年六月十一日受理  
非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願

請願者 京都市左京区若王子町二二 井上 清 外十九名  
紹介議員 林 紀子君  
この請願の趣旨は、第二三三三号と同じである。

第四〇七九号 平成四年六月十一日受理  
登記簿謄本代等(登記手数料)の適正化に関する請願

請願者 大阪市北区西天満三ノ一一ノ三 森守人 外五百五十名  
紹介議員 橋本 敦君  
一、一般利用者の負担を軽減するため、受益者負

担の原則に基づき登記手数料令第七条(国・地方公共団体等の職員の職務上請求に関する登記手数料の免除)を廃止し、登記手数料の適正化を図ること。  
理由

受益者負担の原則を明確にした登記特別会計は、昭和六十年七月一日から導入された。登記特別会計の支出のうち、「登記情報管理事務に必要な経費(登記コンピュータ関係経費を含む)」は、受益者負担の原則に基づき、登記簿謄本等の利用者(乙号利用者)が支払う登記手数料収入によって賄うこととされている。ところが、現行登記手数料令は登記特別会計成立以前のものであるため、乙号利用者のうち一部のもの(国・地方公共団体等)について、手数料の免除規定(第七条)が置かれてい

このため、一般の乙号利用者は、国・地方公共団体等(その構成員)が負担すべき費用分まで上積みした手数料を支払っており、受益に比べ過重な負担を強いられているのが現状である。登記手数料のこのような在り方は、受益者負担の原則とする登記特別会計の趣旨からも、また、役務の実費であるべき手数料の性格からも不合理である。よって、こうした不合理の解消と、適正な登記手数料の実現を求めらるものである。

第四〇八五号 平成四年六月十一日受理  
非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願

請願者 大阪府豊能郡豊能町東ときわ台九ノ一四ノ六 川本淳子 外二十九名  
紹介議員 瀨谷 英行君  
この請願の趣旨は、第二三三三号と同じである。

第四〇九〇号 平成四年六月十一日受理  
夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法改正に関する請願

請願者 神奈川県厚木市森の里一ノ一九ノ三 小川喜道 外三名

紹介議員 橋本 敦君  
この請願の趣旨は、第二一九号と同じである。

第四〇九二号 平成四年六月十一日受理  
非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願

請願者 大阪府堺市新金岡町四丁六ノ一八ノ三〇六 米田篤子 外三十四名  
紹介議員 西川 潔君  
この請願の趣旨は、第二三三三号と同じである。

第四〇九三号 平成四年六月十一日受理  
非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願

請願者 横浜市栄区飯島町五二七ノ三ノ四ノ四〇六 浅井幸雄 外十九名  
紹介議員 村田 誠醇君  
この請願の趣旨は、第二三三三号と同じである。

第四〇九四号 平成四年六月十一日受理  
夫婦別氏別氏氏を選択を可能にする民法等の改正に関する請願(二通)

請願者 大阪府富田林市須賀四九二 塩田 志朗 外二名  
紹介議員 常松 克安君  
この請願の趣旨は、第一一三三号と同じである。

第四〇九五号 平成四年六月十一日受理  
夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願

請願者 東京都国立市東四ノ一九ノ一九 パールハイイツ国立A ノ二〇五 茂泉千路 外三名  
紹介議員 市川 正一君  
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第四〇九七号 平成四年六月十一日受理  
夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願

請願者 東京都世田谷区等々力二ノ一五ノ四 土屋悦子 外二名  
紹介議員 立木 洋君  
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第四〇九八号 平成四年六月十一日受理  
非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願

請願者 神戸市須磨区松風町三ノ二ノ二ノ一 島本宏道 外二十九名  
紹介議員 立木 洋君  
この請願の趣旨は、第二三三三号と同じである。

第四一〇〇号 平成四年六月十一日受理  
夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法改正に関する請願(二通)

請願者 神奈川県伊勢原市八幡台一ノ六ノ二ノ三〇四 佐藤典子 外二名  
紹介議員 古川太三郎君  
この請願の趣旨は、第二二九号と同じである。

第四一〇五号 平成四年六月十一日受理  
夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法改正に関する請願

請願者 神奈川県平塚市立野町二八ノ二 一本田一夫 外三名  
紹介議員 小笠原貞子君  
この請願の趣旨は、第二二九号と同じである。

第四一〇六号 平成四年六月十一日受理  
非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願

請願者 兵庫県西宮市中島町二〇ノ二四 鎌田育子 外三十四名  
紹介議員 西野 康雄君  
この請願の趣旨は、第二三三三号と同じである。

第四一〇九号 平成四年六月十一日受理  
非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願

請願者 大阪府堺市寺地町西三ノ三ノ一 七 角田豊正 外百三十九名

紹介議員 八百板 正君  
この請願の趣旨は、第二三三三号と同じである。

第四一三二号 平成四年六月十一日受理

夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法改正に関する請願

請願者 神奈川県厚木市戸室一、一九三ノ四 加藤佳枝 外十四名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第二二九号と同じである。

第四一三二号 平成四年六月十一日受理

非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願

請願者 千葉県柏市藤心七二ノ九 田村形之佐 外十九名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第二三三三号と同じである。

第四一三三号 平成四年六月十一日受理

非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願

請願者 兵庫県川辺郡猪名川町紫合字山田西原三ノ四九 南里千鶴 外十九名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第二三三三号と同じである。

第四一三六号 平成四年六月十一日受理

登記簿謄本代等(登記手数料)の適正化に関する請願(五通)

請願者 京都市西京区大原野東竹の里町二ノ一 梅原和代 外二千四百九十九名

紹介議員 山田耕三郎君

この請願の趣旨は、第四〇七九号と同じである。

第四一三二号 平成四年六月十一日受理

夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願

請願者 東京都新宿区住吉町一五ノ九ノ二 山田清枝 外二名

紹介議員 倉田 寛之君

この請願の趣旨は、第二二九号と同じである。

請願者 埼玉県南埼玉郡宮代町国納八〇五 宮岡弘 外六名

紹介議員 高崎 裕子君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第四一三三二号 平成四年六月十一日受理

非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願

請願者 川崎市中原区西加瀬二一〇 斎藤栄子 外十五名

紹介議員 高崎 裕子君

この請願の趣旨は、第二三三三号と同じである。

第四一三三五号 平成四年六月十一日受理

夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法改正に関する請願

請願者 神奈川県伊勢原市板戸八七九ノ一 安谷屋光子 外三名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第二二九号と同じである。

第四一三六六号 平成四年六月十一日受理

非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願(二通)

請願者 東京都三鷹市深大寺三ノ九ノ七 片山文恵 外十九名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第二三三三号と同じである。

第四一四八号 平成四年六月十一日受理

夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法改正に関する請願(三通)

請願者 東京都新宿区住吉町一五ノ九ノ二 山田清枝 外二名

紹介議員 倉田 寛之君

この請願の趣旨は、第二二九号と同じである。

第四一四九号 平成四年六月十一日受理

夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法改正に関する請願(三通)

請願者 神奈川県相模原市光が丘二ノ一四ノ八 本村明江 外二名

紹介議員 林田悠紀夫君

この請願の趣旨は、第二二九号と同じである。

第四一七四号 平成四年六月十一日受理

非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願

請願者 大阪府豊中市緑丘四ノ一六ノ三 岩本昌子 外十九名

紹介議員 栗森 喬君

この請願の趣旨は、第二三三三号と同じである。

第四一七五号 平成四年六月十一日受理

指紋押なつ制度の全廃と家族登録制度の新設阻止に関する請願

請願者 東京都武蔵野市吉祥寺北町二ノ二〇ノ五 山田崇憲 外七十九名

紹介議員 村田 誠輝君

この請願の趣旨は、第二六四二号と同じである。

第四一七九号 平成四年六月十一日受理

登記簿謄本代等(登記手数料)の適正化に関する請願

請願者 広島市西区己斐上二ノ五一ノ二 七 小田正浩 外四千四百九十九名

紹介議員 中野 鉄造君

この請願の趣旨は、第四〇七九号と同じである。

第四一八〇号 平成四年六月十一日受理

夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に関する請願

請願者 大阪府高槻市別所本町一〇ノ一ノ四〇八 五之治保 外三名

紹介議員 中野 鉄造君  
この請願の趣旨は、第一一三三号と同じである。

第四一八三三号 平成四年六月十一日受理

夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願

請願者 東京都東村山市富士見町三ノ一四ノ二〇 三好シツ 外一名

紹介議員 前畑 幸子君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第四一八六号 平成四年六月十一日受理

夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願

請願者 埼玉県桶川市北一ノ六ノ七 小島佐知子 外六名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。